案件名称	大阪市立此花図書館ほか２館 一般廃棄物収集運搬業務委託

仕様書

大阪市教育委員会事務局

1　案件名称

大阪市立此花図書館ほか2館一般廃棄物収集運搬業務委託

2　概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3　関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4　許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5　履行期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)までとする。

収集日は、令和8年12月12日（土）または令和8年12月14日（月）のいずれかとする。

日時については、事前に各収集場所担当者と調整すること。

6　業務内容

（1）一般廃棄物の数量・収集場所

① 大阪市立此花図書館（大阪市此花区四貫島1-1-18 2階：別紙、周辺図参照）
エレベータ入口寸法(㎜)：W900 H2,050　かご内寸(㎜)：W1,250 D1,330 H2,250
収集場所担当者：谷元　ＴＥＬ（ＦＡＸ兼用）　06-6463-9688
・木製書架寸法(㎜)
約W800×D250×H1,950　1台
約W1,800×D250×H2,050　1台
約W1,800×D350×H1,600　1台
約W1,800×D250×H1,350　1台
約W900×D250×H1,500　1台
約W1,800×D500×H1,500　1台

② 大阪市立大正図書館（大阪市大正区千島2-6-15　1階：別紙、周辺図参照）
収集場所担当者：井上　ＴＥＬ（ＦＡＸ兼用）　06-6551-9362
・木製書架寸法(㎜)
約W1,800×D540×H1,930　2台
・木製差込式書架寸法(㎜)
約W950×D425×H1,200　7台

③ 大阪市立都島図書館（大阪市都島区中野町2-16-25　3階：別紙、周辺図参照）
エレベータ入口寸法(㎜)：W870 H1,970　かご内寸(㎜)：W1,200 D1,300 H2,200
収集場所担当者：濵田　ＴＥＬ（ＦＡＸ兼用）　06-6354-7822
・木製書架寸法(㎜)

約 W915×D275×H1,930　2 台
・大型絵本架
約 W480×D450×H350　2 台
・木製台
約 W1,000×D500×H450　1 台
・木製台
約 W630×D420×H470　1 台
・木製筆記台
約 W,1200×D900×H950　1 台

下見をする場合は、必ず事前に収集場所担当者と日程調整すること。

（２）収集日時

収集日時は、契約締結時に収集場所担当者と調整し決定する。

（３）処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

7　提出書類

（１）受注者は、契約締結後下記の書類を発注者に提出すること。(業務計画書以外は本市の様式)

（２）受注者は、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

書　類　名	備考
業務着手届	契約締結後速やかに提出
業務責任者届	契約締結後速やかに提出
業務責任者変更届	業務責任者に変更が生じた場合に提出
業務責任者が請負者に所属 することを証する書面の届出	業務責任者届とあわせて提出
業務計画書	契約締結後速やかに提出
業務完了届	業務完了後速やかに提出

8　処理施設

（１）処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。

（２）舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※１）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※２）
(※1)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
(※2)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

（３）前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

９　自動計量システムＩＣカード

自動計量システムＩＣカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

10　収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

11　報告

受注者は、作業終了後、計量票の写しを速やかに発注者へ提出すること。

12　作業実施上の留意遵守事項

（１）作業あたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
（２）収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
（３）収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
（４）台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
（５）処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
（６）収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。
（７）本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

13　再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

14　経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15　検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

16　遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

17　その他

（１）見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積書を提出すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

（２）本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

18　事業担当

大阪市立中央図書館　総務担当　小田

ＴＥＬ　06－6539-3316　ＦＡＸ　06-6539-3336

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（教育委員会中央図書館総務担当）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（教育委員会中央図書館総務担当）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

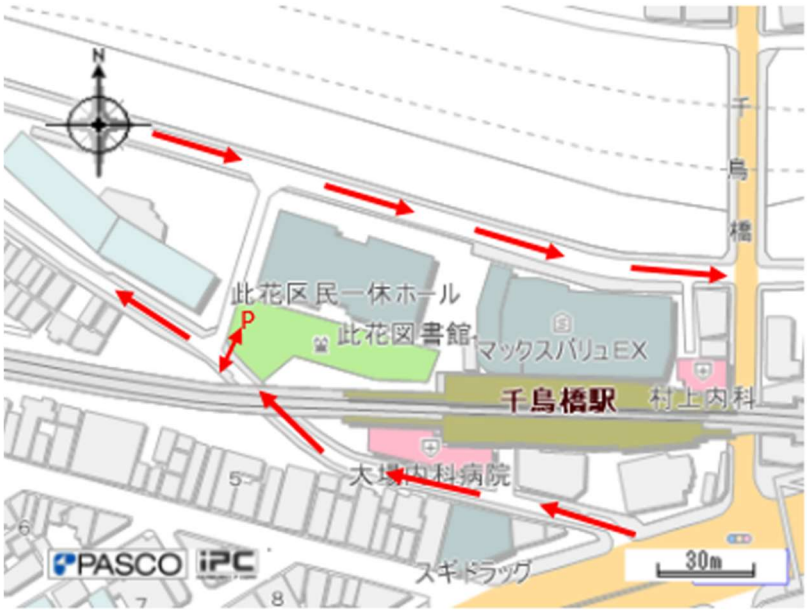
第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

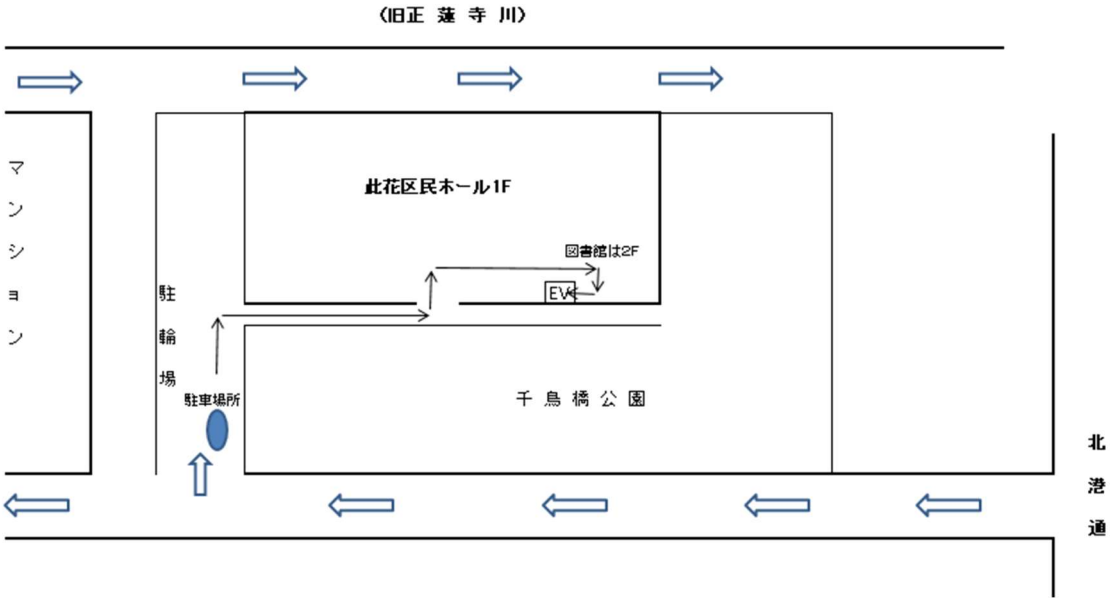
（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（別紙、周辺図）

① 此花図書館

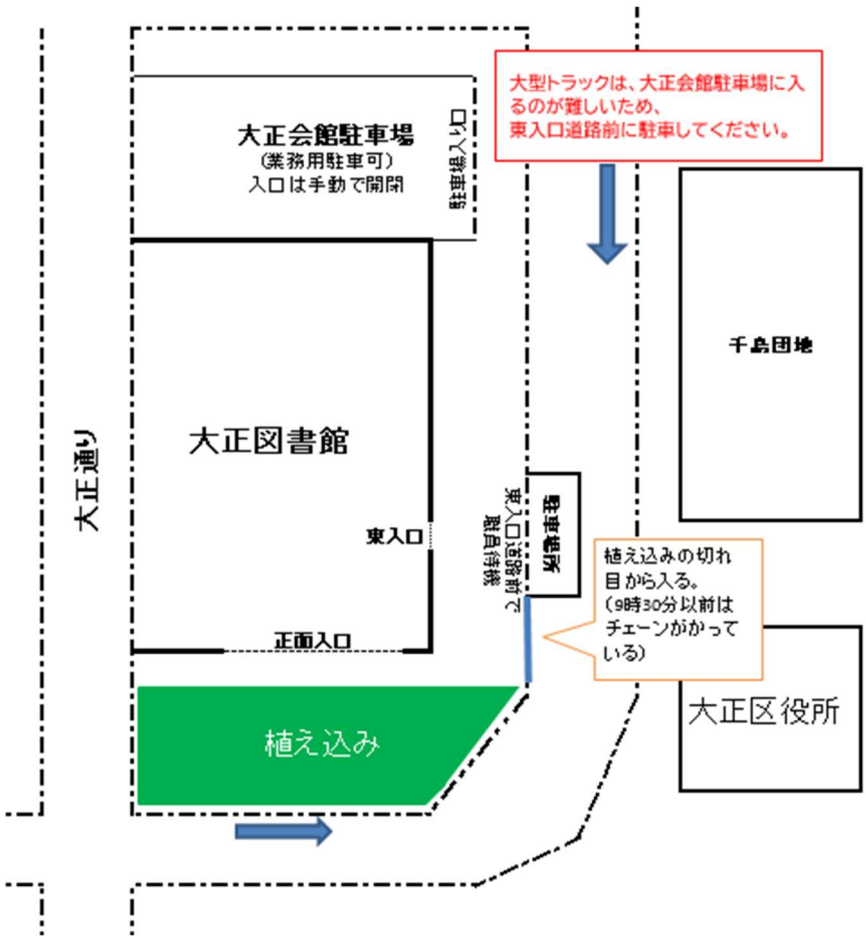




（別紙、周辺図）

② 大正図書館





（別紙、周辺図）

③　都島図書館



